

令和4年第1回定例会

# 鳴沢村議会会議録

令和4年3月11日 開会

令和4年3月18日 閉会

鳴沢村議会

## 令和4年第1回鳴沢村議会定例会会議録

令和4年3月11日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦 雄一郎	2番	渡辺 正人
3番	渡辺 宗司	4番	土屋 文明
5番	渡辺 次男	6番	小林 清一
7番	小林 昭一	8番	渡邊 明雄
9番	佐藤 博水	10番	三浦 直樹

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一  
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博  
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人  
教育課長 渡邊 積

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

議案第 1号 鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件  
議案第 2号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

- 部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 8 号 村道路線の認定及び廃止の件
- 議案第 9 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 10 号 令和 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 11 号 令和 3 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 12 号 令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 14 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第 15 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 4 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 選挙第 1 号 富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の件

## 8、本日の議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 諸般の報告  |
| 日程第3  | 会期の決定<br>村長所信表明                                    |
| 日程第4  | 議案第 1号 鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件                  |
| 日程第5  | 議案第 2号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件         |
| 日程第6  | 議案第 3号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件            |
| 日程第7  | 議案第 4号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件                |
| 日程第8  | 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件 |
| 日程第9  | 議案第 6号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件                   |
| 日程第10 | 議案第 7号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件                 |
| 日程第11 | 議案第 8号 村道路線の認定及び廃止の件                               |
| 日程第12 | 議案第 9号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算<br>(第8号)                   |
| 日程第13 | 議案第10号 令和3年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)                 |
| 日程第14 | 議案第11号 令和3年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)                 |

- 日程第15 議案第12号 令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第13号 令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第14号 令和4年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第18 議案第15号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和4年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 選挙第1号 富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の件

## ◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和4年第1回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

本日、3月11日で東日本大震災から11年が経過しました。東北地方を中心に12都道府県で1万8,425人の死者・行方不明者が発生した想定外の大災害でありました。富士山にある鳴沢村でも想定外の災害が起こり得ます。折に触れ対策強化を議論していきたいと思えます。

新型コロナウイルス対策として3回目のワクチン接種が進み、5歳以上への接種も行われていますが、いまだ感染者が多く確認されています。一刻も早い収束が待たれます。

また、ロシアによるウクライナへの理不尽な軍事侵攻が行われ、尊い命が失われています。自分の思いどおりにいかないからと他国に攻め入るなど絶対に許されないことです。そのロシアへの経済制裁により、エネルギーや小麦などの価格高騰による様々な値上げが予想されます。経済への対策もしっかり検討していきたいと思えます。

村民の生活を守るため、今定例会も慎重に審議いただきますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

---

開会 午後2時01分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和4年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

議長（三浦直樹君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり

ます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（三浦直樹君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、佐藤博水君、三浦雄一郎君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（三浦直樹君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、令和4年2月22日に山梨県自治会館において、町村議会議長会議が開催されました。

審議結果についてはお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配付したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

次に、令和3年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

**議会運営委員長（渡邊明雄君）** 議会の閉会中の継続調査の報告をさせていただきます。

議会運営委員会の閉会中の継続調査は、令和3年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項につ

いて、継続調査を要する旨を議長に申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時、3月4日の午前10時30分及び8日の午後3時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は、両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項といたしまして、まず、3月4日の委員会で申し合せた事項については、次の5項目です。

1、会期は本日より3月18日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、3月8日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

5、発委第1号を本委員会提案として本会議に上程すること。

以上であります。

次に、3月8日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、8日正午に通告が締め切られた4名4件の一般質問通告書の取扱いについて、私及び小林昭一議員の通告書は、本人に通告の取下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 総務教育厚生常任委員長 佐藤博水君。

**総務教育厚生常任委員長（佐藤博水君）** 総務教育厚生常任委員会



の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月4日、午後1時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、会議事件説明のため、福祉保健課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、新型コロナウイルスワクチンの接種等状況について、及び鳴沢村消防団の課題と対策案についての2件です。

会議では、まず、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の接種状況や、5歳から11歳までのワクチン接種の今後の予定などについて福祉保健課長より説明を伺い、意見交換を行いました。

続いて、昨年12月7日に実施した消防団との座談会で挙げられました課題と対策案等について意見交換を行い、執行部、消防団それぞれに課題の解決に向けて検討していただきたい事項などを整理し、提言していくことを決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

**建設産業経済常任委員長（渡辺次男君）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和3年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月4日午後4時20分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長及び振興課職員2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、道の駅リニューアルについて及び村道除雪事業についての2件です。

会議では、まず、道の駅のリニューアルについて、2月21日に実施した道の駅専門部会での協議事項及び今後の予定等について私から改めて報告し、意見交換を行い、指定管理者であるJA鳴沢村の意向確認のため、必要に応じて委員会に出席してもらうことも検討することといたしました。

続いて、村道除雪事業について、振興課担当者より、本村の除雪体制の現状や、除雪委託費の増額の経緯及び算定方法等の近隣市町村との比較などをご説明いただき、それについて意見交換を実施いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 広報常任委員長 土屋文明君。

**広報常任委員長（土屋文明君）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月21日午前10時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は、委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第47号（案）について及び議会だよりモニター再任の意向確認についての2件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第47号につい

て、レイアウト、記事内容等を協議し、先月2月1日に配布いたしました。

今回の議会だよりでは、総務教育厚生常任委員会による鳴沢村消防団との座談会や、建設産業経済常任委員会での道の駅なるさわ改善策等の協議、村内の工事現場等の視察などを掲載し、また、議会から村長への要望書の回答についても特集として掲載いたしました。

また、今年度末で任期満了となる議会だよりモニターについては、次期モニター募集の結果に基づき、必要に応じて議員各位にも選任についてご協力を賜ることといたしました。

なお、その他の事項として、令和3年度山梨県広報コンクールの町村議会広報部門において、鳴沢村議会だより第45号が、これまで4度受賞していた奨励賞のひとつ上位となる優秀賞を初めて受賞いたしましたので、このことも併せて報告させていただきます。関係各位の皆さんには改めて御礼を申し上げます。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 令和4年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、議員全員のご参会に敬意を表するものでございます。

11年前の本日発生しました東日本大震災に関連してお亡くなりになられた方、また、コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方、ウクライナでのロシア軍の侵攻により犠牲で亡くなった方々のご冥福をお祈りさせていただきます。

議長から所信表明の許可をいただきましたので、本定例会でご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、今後の村政運

営についての所信の一端を申し上げさせていただきます。

一昨年からの新型コロナウイルス感染症発生以来、国内はもとより全世界において多数の死者や重症者が発生し、世界的なパンデミックが起こり、未だ終息の兆しが見えません。

国内では新たな変異株であるオミクロン株により感染爆発が起こり、第6波の渦中で社会経済活動が停滞しております。本村においても、富士・鳴沢紅葉ロードレース大会をはじめ、各種事業が中止あるいは規模を縮小しての事業実施を余儀なくされた1年でありました。

このような中、感染防止や重症化予防のためにワクチン接種を進め、現在高齢者の3回目の接種がおおむね完了したところがあります。今後は2回目接種から6ヶ月経過した方への3回目のワクチン接種を順次行ってまいりますので、村民の皆様へ早期のワクチン接種をお願いしてまいります。

さて、今定例会に上程しました令和4年度当初予算におきましても、新型コロナウイルス感染症に関連した予算を計上させていただき、一般会計の予算総額は、対前年比1.53%増加の21億1,447万円となっております。

主な事業内容は、コロナ禍により打撃を受けている住民の生活を支えるため、また、村内をはじめとする地域経済を支援するために、昨年度に続き住民1人当たり1万円のくらし応援商品券を配布いたします。ワクチン接種事業については、3回目のワクチン接種を予定しており、4月中にはほぼ完了できる予定であります。コロナ関連予算としましては、武道館トイレの洋式化も行い、感染症対策を進めてまいります。

また、コロナ禍で活力が失われている村内の活性化策といたしまして、ここ2年中止を余儀なくされました富士・鳴沢紅葉ロードレース大会を行い、地域振興を図ってまいりたいと考えて

おります。開催に当たりましては、国内のコロナウイルス感染状況を見極めた上で、関係機関と十分検討を重ね、慎重に判断したいと思っております。

防災・インフラ整備事業といたしましては、防災行政無線非常用電源装置の機器更新、防犯灯のLED化事業を予定しているほか、道路の舗装打ち換え工事、水道管の耐震化を進めてまいります。

観光振興については、本村観光の拠点である道の駅なるさわについても、物産館の床改修工事、富士山博物館のホール照明のLED化工事、インフォメーションのエアコン改修工事等を予定しており、訪れる観光客が満足していただけるよう施設の改修を行ってまいります。また、道の駅なるさわの利用者の利便性を図るために、電気自動車用急速充電器の整備も予定しております。

地域振興施策といたしましては、高齢者・子育て支援としての三世帯同居支援事業、地域の活性化を目的とした都市部からの移住支援事業をはじめ、新たに定住促進を図るために新築住宅等の購入支援事業を行ってまいります。これらの施策により、少子化による人口減少を最小限に食い止め、地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと考えております。

本村の重要な観光資源である自然環境の保護・適切な管理対策としては、森林環境譲与税を活用し、手入れの行き届いていない民有林の間伐を行い、健全な山林の整備を行ってまいります。

また近年、富士北麓地域で被害が拡大しているナラ枯れ対策として、森林簿に載っている樹木については村の費用で伐採処理を行い、主に別荘地内になりますが、宅地内等での枯れたナラの木については、所有者に伐採にかかる費用に対する補助を行い、ナラ枯れ被害の拡大防止を図ってまいります。

また、鳴沢村指定有形文化財である春日神社が、経年劣化により基礎部分の腐食が進み、社殿の倒壊のおそれがあるため、鳴沢村第一区において床下改修工事、本殿の床板や建物全般の修繕工事が予定されております。修繕工事にかかる費用については、鳴沢村文化財保護条例に基づき、鳴沢村第一区へ補助金の交付を行いますので、文化財として適正な管理を行い、後世へ引き継いでいただきたいと思いますと思っております。

オミクロン株によるコロナ感染症の感染拡大は依然として高い水準で続いており、まだまだ先が見通せない状況ではありますが、村民の皆様には引き続き強い警戒感を持って感染防止対策を行っていただくよう、防災行政無線等でお願いしてまいります。村でも感染状況に応じ、適切な対策を取ったうえでの事業の実施や、必要な予算措置を行い、万全なコロナ対策を行っていく所存です。

コロナウイルス感染症の影響により社会経済情勢は依然として厳しい状況であり、加えて地方においては少子高齢化がますます進行しており、これまで以上に的確な行財政運営とともに、より一層の財源確保が求められております。不要不急の支出を抑え、新型コロナ対策に備えるとともに、事業の効果や必要性など十分な検討を行い、最小の経費で最大の効果を目指し、「小さくても輝く鳴沢村」実現のため、議会と行政が両輪となって邁進できるよう、ご指導、ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。

なお、今定例会での議案等の説明について、管理職職員に説明の一部を委任しておりますが、会計管理者がけがのため傷病休暇を取っております。出席しておりませんので、ご了承をお願いいたします。

なお、議会中に人事案件等も予定しておりますので、予定され

ています議案の慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 以上で村長の所信表明を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

議長（三浦直樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの8日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第1号 鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第4、議案第1号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 議案第1号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、デジタル社会形成整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日に施行される部分について所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、デジタル社会形成整備法第50条の規定による改正前の個人情報保護法の規定を引用している箇所

用語の定義について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律で規定していたものを、個人情報の保護に関する法律で規定するものに置き換えるものであります。

また、それらに加え、引用元の項ずれを併せて改正するものであります。

なお、附則として、施行期日は令和3年10月29日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令により、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第5 議案第2号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第5、議案第2号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 議案第2号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、国家公務員における妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化に関して人事院規則が令和4年1月1日に改正されたことに伴い、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずる必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条、特別休暇の基準に不妊治療休暇を5日間（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日間）を追加するものであります。令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱においては、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備を推進することが掲げられ、民間企業においては取組を促進するための各種施策が講じられています。

また、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要

性は高いと考えることから、国の規定に準ずるものとなります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第6 議案第3号 鳴沢村職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例を定め  
る件

**議長（三浦直樹君）** 日程第6、議案第3号鳴沢村職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。  
**総務課長（三浦寿得君）** 議案第3号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和3年6月9日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和の措置が講じられ、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務付けられることに伴い所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、第2条、育児休業をすることができない職員について、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止することに併せ、第17条、部分休業をすることができない職員について、育児時間及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するとともに、子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件のうち「6ヶ月以上継続勤務している」との要件を「6ヶ月以上の任期が定められている、または6ヶ月以上継続勤務している」との要件に緩和するものであります。

また、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置・育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

について、条例第21条、第22条を新設するものであります。

なお、附則として、施行期日は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第7 議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（三浦直樹君）** 日程第7、議案第4号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。  
**総務課長（三浦寿得君）** 議案第4号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、内閣府からの行政手続における押印の見直し方針を受け、鳴沢村行政手続における押印等の見直し洗い出し調査に基づき、押印の見直しをすることにより、業務プロセスの効率化を図るため、所要の改正を行っております。

改正内容としましては、第4条第4項中「押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、第7条第3項、第8条第5項、同条第8項、第9条第2項及び第12条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布日とするものであります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第8 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長(三浦直樹君)** 日程第8、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長(小林昭博君)** 議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

改正内容としましては、健康増進計画策定委員会、予防接種健康被害調査委員会の両委員会の委員に対する報酬に関する規定が定められていないため、本条例の別表1を改正し、健康増進計画策定委員会委員は月額3,500円、予防接種健康被害調査委員会委員は月額1万5,000円と定めるものであります。

なお、健康増進計画策定委員会は、本村が定める健康増進計画策定に当たり、意見を聴取し、審議していただくものであり、予防接種健康被害調査委員会は、国が定める定期予防接種や臨時予防接種を受けたことによる副反応により、健康被害が発生した場合、国の健康被害救済制度を利用するため、発生した健康被害について意見を求めるものであります。

以上で議案第5号の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件についての提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第9 議案第6号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（三浦直樹君）** 日程第9、議案第6号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（小林昌信君）** 議案第6号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫、その他の疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことに係る最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が公布されたことにより、給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができるようにするものであります。

改正内容としましては、議案の9ページをご覧ください。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第17条の規定に該当する者に対応するため、第5条第2項に第28号を加え、同時にそれ以外の法令の規定により、無料で証明を行うことができる者に対応するため、第5条第3項の加え、手数料を徴収しないようにするものであります。

それ以外の改正は、以前の鳴沢村手数料徴収条例の改正に伴う引用条例の整備及び字句の訂正並びに近隣市町村の条例や現状と照らし合わせて、一部軽微な見直しを行うものであります。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）



**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第7号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（三浦直樹君）** 日程第10、議案第7号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（小林昌信君）** 議案第7号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により国民健康保険税の賦課限度額が引き上げ……

**議長（三浦直樹君）** 説明の途中ですが、ここで暫時休憩し、震災

により犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表するため、1分間の黙祷を行います。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時47分

**議長（三浦直樹君）** それでは、会議を再開いたします。

住民課長、引き続き説明をお願いします。

**住民課長（小林昌信君）** 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられ、また未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、子育て世帯への経済的負担を軽減する政令が公布されたことに伴い条例の改正を行うものであります。

主な改正点についてご説明させていただきます。

政令改正に伴う引用規定の整理や字句の変更につきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

議案の1ページをご覧ください。

第2条第2項中の賦課限度額を63万円から65万円に、第3項中の後期高齢者支援金等分の賦課限度額を19万円から20万円に改めるものです。

3ページをご覧ください。

第22条第1項も同様に、賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を19万円から20万円に改めるものです。

続いて、7ページをご覧ください。

第22条第2項ですが、子育て世帯への経済的負担を軽減するため、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するための改正

となり、低所得による軽減がされている場合は均等割額軽減後の金額から10分の5を乗じて得た額となっております。

8ページの第1号アをご覧ください。

保険税が7割軽減されている未就学児に係る均等割額は3,450円の減額、イの5割軽減されているものの均等割額は5,750円の減額、ウの2割軽減されているものの均等割額は9,200円の減額、エの軽減されていないものは1万1,500円の減額となります。

第2号アの後期高齢者支援金等分の保険税が7割軽減されている未就学児に係る均等割額は1,500円の減額、イの5割軽減されているものの均等割額は2,500円の減額、ウの2割軽減されているものの均等割額は4,000円の減額、エの軽減されていないものは5,000円を減額して得た額となるものであります。

9ページをご覧ください。

9ページの2項につきましては、根拠となる政令がなくなったため削除となります。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行し、この条例による改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第11 議案第8号 村道路線の認定及び廃止の件

**議長(三浦直樹君)** 日程第11、議案第8号村道路線の認定及び廃止の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

**振興課長(木暮富人君)** 議案第8号村道路線の認定及び廃止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

寄附行為により受納した道路を村道414号線として認定するため、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、村道の認定及び廃止を行います。また、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため提案するものです。

議案の1ページをご覧ください。

廃止は村道414号線の1路線です。認定は、同じく村道414号線の1路線となります。

なお、議会の議決が必要となるのは、各路線の起点・終点に変更となる場合であり、また、路線の起点・終点に変更がある場合、変更という方法ではなく、それぞれの路線を一度廃止し、認定し直すものであることをあらかじめご了承ください。

詳細については、お配りしてあります議案第8号の参考資料をご覧ください。

参考資料の1ページが村道414号線の廃止及び認定の事由、延長、面積の詳細です。

ここで大変申し訳ございませんが、資料中の数値に誤りがございましたので、修正させていただきたいと思っております。

資料1ページの真ん中の増減欄の上段、マイナス21.29メートルを15.74メートルに、下段のマイナス60.65平米を124.86平米に修正をお願いします。すみませんが、繰り返させていただきます。資料1ページ中、真ん中の増減欄、上段、マイナス21.29メートルを15.74メートル、下段のマイナス60.65平米を124.86平米に修正をお願いします。

次の2ページが位置図、3ページが実測図、4ページが求積表、5ページが現地写真となります。

開発に係る道路付け替えのための寄附行為となっており、村道414号線全体をまず廃止し、寄附行為により受納した字犬ノ子草里4386番4を終点とし、再度認定するものです。

以上について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、渡邊明雄君の退場を求めます。

( 8 番 渡邊明雄君 退場)

議長 (三浦直樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

渡邊明雄君、入室願います。

( 8 番 渡邊明雄君 入室)

議長 (三浦直樹君) 渡邊明雄君に報告いたします。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 2 議案第 9 号 令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

◎日程第 1 3 議案第 1 0 号 令和 3 年度鳴沢村国民健康保

険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第14 議案第11号 令和3年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第15 議案第12号 令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第16 議案第13号 令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

**議長（三浦直樹君）** 日程第12、議案第9号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）から、日程第16、議案第13号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 議案9号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）から議案第13号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものや余剰金の処分として新たに3億1,387万4,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を34億8,620万2,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、村道改良事業840万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業200万円、住基ネットワークシステム運用経費198万8,000円、余剰が見込まれる4億3,968万8,000円を

公共施設建設基金に積み立てるほか、年度末となり、決算見込額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について不用額の減額を行うものであります。

歳入の内訳としましては、村税6,750万円、普通交付税1億4,652万4,000円、繰越金9,073万5,000円などを見込むものであります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業3,000万円、村道改良事業1,140万円、住基ネットワークシステム運用経費300万円の3事業、合計で4,440万円を令和4年度へ繰越できるものとして設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第9号から議案第13号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第13号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

- 
- |        |        |                      |
|--------|--------|----------------------|
| ◎日程第17 | 議案第14号 | 令和4年度鳴沢村一般会計予算       |
| ◎日程第18 | 議案第15号 | 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算 |
| ◎日程第19 | 議案第16号 | 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算 |
| ◎日程第20 | 議案第17号 | 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計予算   |



◎日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 4 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（三浦直樹君） 日程第 1 7、議案第 1 4 号令和 4 年度鳴沢村一般会計予算から、日程第 2 2、議案第 1 9 号令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 1 4 号令和 4 年度鳴沢村一般会計予算から、議案第 1 9 号令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 1 4 号令和 4 年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額 2 1 億 1, 4 4 7 万円で、前年度比 1. 5 %、3, 1 7 7 万円の増となりました。

国内の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、持ち直しの動きが続いているものの、厳しい状況であります。先行きについては、感染症対策を万全に期し、経済社会活動を継続していく中で持ち直していくことが期待されます。

地方自治体を取り巻く環境も少子高齢化の進行をはじめとする多様な課題が山積みされているところであります。当村においては、村税収入について、新型コロナウイルス感染症が及ぼす社会・経済活動への影響は不透明であるものの、事業者向けの軽減措置の終了に伴い固定資産税の増が見込まれることや、村民税、法人村民税などが増加する見込みであることから、前年度と比較して約 1 割の増収が見込まれます。

また、地方交付税については、令和4年度の国の地方財政計画においても、前年度と同水準を確保するとされていますが、将来的には徐々に減少することが推測されています。

一方、歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修費の増加等により、今後、財政が硬直化することが懸念されます。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであり、不急の支出を抑え、新型コロナ対策に備えるとともに、可能な限り国・県支出金などの特定財源を積極的に確保したうえでの予算編成を行いました。また、ふるさと応援寄附基金を活用し、各種事業へ充当を行いました。

歳出においての新規事業などについては、所信表明で一端を述べさせていただきましたが、主な歳出といたしまして、村道の舗装打ち換え工事などを行う村道改良事業5,756万円、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行う新型コロナウイルスワクチン予防接種事業4,507万1,000円、くらし応援商品券を村民1人につき1万円配布するくらし応援商品券発行事業3,356万2,000円、保育ICT化の一環としてシステム導入を行う保育所運営事業3,215万6,000円、小学校給食の安定供給のため業務委託を行う学校給食運営事業2,920万2,000円、電気自動車急速充電器入替工事などを行う道の駅なるさわ運営事業1,933万4,000円などを計上しております。

歳入につきましては、村税7億9,071万1,000円、特別交付税を含む地方交付税6億3,011万5,000円、国庫支出金1億8,902万6,000円、県支出金1億1,286万3,000円などを見込んでおります。

なお、今年度は歳入不足が見込まれないことから、財政調整基

金からの繰入れは行いません。

続いて、議案第15号令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第19号令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして9億883万7,000円で、前年度比4.8%、4,179万9,000円の増となっております。

以上が令和4年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減・合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第14号から議案第19号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

### ◎日程第23 選挙第1号 富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の件

**議長（三浦直樹君）** 日程第23、選挙第1号富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

富士・東部広域環境事務組合議会議員に佐藤博水君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました佐藤博水君を富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐藤博水君が富士・東部広域環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま富士・東部広域環境事務組合議会議員に当選された佐藤博水君が議場におられますので、会議規則第30条第2項による当選の告知をいたします。

---

**議長(三浦直樹君)** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月12日から17日までの6日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月12日から17日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。  
お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 1 2 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 1 1 日

議会議長

署名議員

署名議員

令和4年3月18日再開

1、出席議員

1番	三浦雄一郎	2番	渡辺正人
3番	渡辺宗司	4番	土屋文明
5番	渡辺次男	6番	小林清一
7番	小林昭一	8番	渡邊明雄
9番	佐藤博水	10番	三浦直樹

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一  
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博  
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人  
教育課長 渡邊 積

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第 9号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第8号)  
日程第4 議案第10号 令和3年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第2号)  
日程第5 議案第11号 令和3年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第2号)

- 日程第 6 議案第 1 2 号 令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 1 3 号 令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 1 4 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 9 議案第 1 5 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計予算
- 日程第 1 0 議案第 1 6 号 令和 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計予算
- 日程第 1 1 議案第 1 7 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計  
予算
- 日程第 1 2 議案第 1 8 号 令和 4 年度鳴沢村介護予防支援事業  
特別会計予算
- 日程第 1 3 議案第 1 9 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計予算
- 日程第 1 4 発委第 1 号 鳴沢村議会会議規則の一部を改正す  
る規則を定める件
- 日程第 1 5 選挙第 2 号 鳴沢村選挙管理委員会委員選挙の件
- 日程第 1 6 選挙第 3 号 鳴沢村選挙管理委員会委員補充員選  
挙の件
- 追加日程第 1 同意第 1 号 鳴沢村教育長の任命に同意を求める  
件
- 日程第 1 7 一般質問
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査の件

---

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（三浦直樹君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺正人君、渡辺宗司君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 3 年第 4 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6 番 小林清一君。

#### 6 番（小林清一君）

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合定例議会の報告をさせていただきます。

1 2 月 2 2 日午前 1 0 時より招集、会議が行われました。

議員 1 8 名と会議事件説明のため、外川健志組合長をはじめ事件説明のため全執行部員の出席者がありました。

議会開始前に補欠議長の議席の指定がありました。

本会議においては、会期を 1 2 月 2 2 日の 1 日と決まりました。



各委員会についての常任名簿の発表がありました。

会議事件は3件です。

議案第5号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合において鳴沢村の条例を準用する条例（平成28年3月条例第3号）の一部を改正する条例を定めることについて。

平成29年度地方公務員法と地方自治法が改正されたことを受け、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合において鳴沢村の条例を準用する条例の一部を改正する必要があるためです。

議案第6号労働紛争に関するあっせん申請事件（山労委第533号）で山梨労働委員会から提出されたあっせん案を受諾し申請人と和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

山梨労働委員会のあっせん案を成立させる必要があるための提案です。

議案第7号令和3年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計補正予算（第3号）。

第1条歳出予算のうち、総務費（一般管理費）95万円、事業費（造林費）に170万円を追加し、予備費を265万円減額する。

いずれも審議の結果、全員の賛成で可決しました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合定例議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 河口湖南中学校組合議会、6番 小林清一君。

**6番（小林清一君）**

河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告をさせていただきます。

12月22日午後3時30分より招集、会議が行われました。

議員15名と会議事件説明のために、組合長の渡辺喜久男富士

河口湖町長をはじめ小林 優鳴沢村長及び事件説明のために全執行部員の出席がありました。

議会開始前に議長の選挙がありました。議長は富士河口湖町議会の渡辺美雄議員に決まりました。

本会議においては、会期を12月22日の1日間と決まりました。

会議事件は、議案1件、同意1件。

議案2号令和3年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算について。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万3,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,771万4,000円とする。

第2条補正内容の区分。

教育総務費131万2,000円、中学校費172万1,000円。

同意3号任期満了に伴う教育委員会教育長任命の同意を求める件について。

富士河口湖船津4709番地11、赤池和文氏が推薦されました。

いずれも審議の結果、全員の賛成で可決いたしました。

以上で河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 富士五湖広域行政事務組合議会、7番 小林昭一君。

**7番（小林昭一君）** 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

定例会開催に先立ち、新組合議員の報告、紹介があり、続いて議長の選挙があり、指名推選により富士河口湖町議員の渡辺英

之氏が当選されました。

令和4年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が2月16日午後2時30分より開催されました。

議員18名と会議事件説明のために代表理事 堀内茂富士吉田市長、理事 小林 優鳴沢村長をはじめ事件説明のために他の理事及び執行部及び事務局の出席がありました。

会期は2月16、17日2日間と決定されました。

会議事件は3件で、内容としましては、議案第1号令和4年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算、議案第2号令和4年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算、議案第3号富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

議案第1号について、本案の予算総額は34億4,238万8,000円であり、前年度予算に比べ11億3,406万3,000円の増額となっています。

歳入では、関係市町村からの負担金18億7,161万6,000円、組合債5億5,410万円、国庫支出金5億2,431万9,000円、繰入金4億8,306万2,000円、県支出金539万1,000円、諸収入336万2,000円が主なものです。

歳出では、議会費206万2,000円、総務費4,917万1,000円、消防費33億2,664万1,000円、公債費6,251万4,000円が主なものです。

原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、本案の予算総額は1億795万2,000円であり、前年度予算に比べ4万7,000円の増額となっています。

歳入では、関係市町村からの負担金7,787万7,000円、

使用料及び手数料 2, 594万8, 000円、繰入金 400万円が主なものです。

歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費 1億595万2, 000円が主なものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、本案は富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

圏域住民の生活環境の変化や富士五湖聖苑の施設・設備の維持管理に係る経費の増加及び受益者負担の適正化を図ることを目的に、富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑の使用料の改定を行う必要があるため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決されました。

以上で令和4年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 青木が原ごみ処理組合議会、5番 渡辺次男君。

#### **5番（渡辺次男君）**

令和4年第1回青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

2月18日午前9時30分より招集され、会議が行われました。

議員8名と会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林 優村長をはじめ事件説明のために執行部5名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が2月18日の1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、令和4年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算についての件で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3, 433万4, 000円と定めた原案のとおり可決されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 青木ヶ原衛生センター議会、4番 土屋文明君。

#### **4番（土屋文明君）**

令和4年第1回青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

2月18日午前11時より招集され、会議が行われました。

議員12名と会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林 優鳴沢村長をはじめ事件説明のために執行部7名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が2月18日の1日間と決定されました。

会議事件は2件で、令和4年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定についての件で、内容としましては、歳入歳出の予算の総額が歳入歳出それぞれ5,588万7,000円と定めた原案のとおり可決されました。

次に、青木ヶ原衛生センター監査委員選任の同意を求める件について、渡辺秀樹氏が辞職したため、富士河口湖町勝山4003番地の倉沢幸一氏を選任することが可決されました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番 三浦雄一郎君。

#### **1番（三浦雄一郎君）**

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和4年1月31日午後1時半より議員全員協議会が開催され、

また2月17日午後1時半より議員全員協議会及び午後2時より令和4年第1回定例会が行われました。

1月31日は議員23名と会議事件説明のために広域連合長山下政樹笛吹市長をはじめ執行部及び事務局9名の出席がありました。

同日の全員協議会において、令和4年度、5年度の保険料率について報告があり、過去8年間据え置きしていた保険料率を被保険者数の増加・1人当たりの医療給付費の増加・医療給付基金残高の減少により令和4年度、5年度の保険料率を必要最小限の範囲で増額改定する報告がありました。

協議の結果、均等割額については、年額490円増の4万9800円に、所得割率については0.44ポイント増の8.30%へ増額改定することが全員の賛成で承認されました。

2月17日の定例会においては、議員25名と会議事件説明のために広域連合長 山下政樹笛吹市長をはじめ事件説明のために執行部及び事務局9名の出席がありました。

最初に、任期満了に伴う議会運営委員会の選任がなされ、新たに峡東地域において山梨市選出の土屋裕紀議員と峡南地域において市川三郷町選出の高尾貫議員が選出され、承認されました。

その後会期の決定が通告され、会期は2月17日の1日間と決定されました。

次に、一般質問が行われ、甲斐市選出の松井豊議員から、10月1日より施行される窓口2割負担についての質問がありました。

次に、議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

続いて、議案第2号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者

医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これらの2件はそれぞれ原案のとおり可決制定されました。

議案第3号山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）については、議会費の歳出予算を3万9,000円増額し、総務費の歳出予算を3万9,000円減額するものであります。

議案第4号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,039万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,079億5,661万8,000円とするものであります。

議案第5号令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,342万5,000円と定めるものであります。

議案第6号令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合医療特別会計予算については、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1,072億7,939万1,000円と定め、一時借入金の借入れの最高額を100億円と定めるものであります。

いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 本日議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長 渡邊明雄君。

**議会運営委員長（渡邊明雄君）** 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午後2時より議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、本日の本会議の追加事件の取扱いは、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第9号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）

◎日程第4 議案第10号令和3年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第5 議案第11号令和3年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第12号令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第7 議案第13号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

**議長（三浦直樹君）** 日程第3、議案第9号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）から日程第7、議案第13号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

**予算決算常任委員長（三浦雄一郎君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第9号令和3年度鳴沢村一般



会計補正予算（第8号）から議案第13号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第13号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長報告は可決であります。

議案第9号から議案第13号までの5件は、委員長の報告どおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（三浦直樹君）** 起立全員です。したがって、議案第9号から議案第13号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎日程第8 議案第14号令和4年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第15号令和4年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計予算

◎日程第10 議案第16号令和4年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計予算

◎日程第11 議案第17号令和4年度鳴沢村介護保険特別  
会計予算

◎日程第12 議案第18号令和4年度鳴沢村介護予防支援  
事業特別会計予算

◎日程第13 議案第19号令和4年度鳴沢村後期高齢者医  
療特別会計予算

**議長（三浦直樹君）** 日程第8、議案第14号令和4年度鳴沢村一般会計予算から日程第13、議案第19号令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

**予算決算常任委員長（三浦雄一郎君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第14号令和4年度鳴沢村一般会計予算から議案第19号令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計6議案につきまして審査いたしました

経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月16日及び17日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について十分に予算執行に活かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより議案第14号から議案第19号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長報告は可決であります。

議案第14号から議案第19号までの6件は、委員長の報告どおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（三浦直樹君）** 起立全員です。したがって、議案第14号から議案第19号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**◎日程第14 発委第1号鳴沢村議会会議規則の一部を改正  
する規則を定める件**

**議長（三浦直樹君）** 日程第14、発委第1号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 渡邊明雄君。

**議会運営委員長（渡邊明雄君）** 発委第1号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

標準町村議会会議規則の一部改正により、議員活動と家庭生活を両立し、議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母体保護の観点から産前・産後の欠席期間が規定されたこと、また、議会への請願手続について、請願者の利便性の向上を図るために押印の義務づけを見直すこととされたことなどに伴い、規則の一部を改正するものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第2条第1項において、欠席事由を「事故」から「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、第2項において、産前・産後の欠席期間を

具体的に規定するものであります。

続いて、2ページをご覧ください。

第85条において議会への請願手続について、請願者へ一律に求めていた押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

そのほか標準町村議会会議規則及び実務に照らし合わせ、一部軽微な改正を行うものであります。

なお、附則といたしまして、本規則は公布の日から施行するものであります。

以上で発委第1号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

本議案は委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第15 選挙第2号鳴沢村選挙管理委員会委員の選挙  
の件

**議長（三浦直樹君）** 日程第15、選挙第2号鳴沢村選挙管理委員会委員の選挙を行います。

ここで選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢村選挙管理委員会委員に、鳴沢村397番地、渡辺久市君、鳴沢村796番地2、三浦正作君、鳴沢村4284番地2、今井俊朗君、鳴沢村3612番地2、渡邊秀俊君。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を鳴沢村選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました渡辺久市君、三浦正作君、今井俊朗君、渡邊秀俊君、以上の方が鳴沢村選挙管理委員会委員に当選されました。

---

◎日程第16 選挙第3号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員

## 選挙の件

**議長（三浦直樹君）** 日程第16、選挙第3号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

ここで選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢村選挙管理委員会委員補充員に第1順位、鳴沢村713番地、渡辺 傳君、第2順位、鳴沢村4758番地2、渡辺友明君、第3順位、鳴沢村1815番地、渡邊正幸君、第4順位、鳴沢村3837番地、志村教雄君、以上の方を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を鳴沢村選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、渡辺 傳君、第2順位、渡辺友明君、第3順位、渡邊正幸君、第4順位、志村教雄君、以上の方が順序のとおり鳴沢村選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

**議長（三浦直樹君）** お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長 小林 優君から同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎追加日程第1 同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件

**議長（三浦直樹君）** 追加日程第1、同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

現教育長であります渡邊伸一氏から令和4年3月31日をもって辞職する旨の辞職願が提出されたことに伴い、新たに任命するものであります。

後任といたしまして、令和4年4月1日より鳴沢村679番地、小林茂澄氏を任命したいと思います。

ご存じのように人格高潔で、教育、学術及び文化に関し優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。



議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦直樹君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## ◎日程第17 一般質問

議長（三浦直樹君） 日程第17、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取下げの報告をいたします。

渡邊明雄議員及び小林昭一議員から各1件の一般質問通告の取下げの申出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

土屋文明君からの「SDGs推進の、当村における具体的取り組みについて」の質問を許します。4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 持続可能な開発目標SDGsの推進の当村における具体的な取組についての質問であります。

皆さんも最近耳にされるSDGsとは、2015年国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。2030年を期限とする国際社会全体の17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットを掲げ、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。

本村でもこの17の目標を表したいわゆるSDGsホイールのバッジを小林村長が今日も胸につけておられます。現在SDGs推進が経済、社会、環境、この3つがバランスよく成立した社会が持続可能な社会であるという姿勢です。

国では、SDGsを原動力とした地方創生を提唱し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定において、SDGsの取組を盛り込むように促しております。

誇らしいことに当村では2017年に県内を先駆け、6市町村としていち早くSDGsの推進に言及いたしました。折しも当村では現在、鳴沢村長期総合計画後期基本計画のパブリック・コメントを募集しておりました。

昨年末の帝国データバンク甲府支店の調査によりますと、SDGsに取り組んでいる企業は38%、そして中小において全く知らないと答えている企業は80%近いことも現実でした。

このような中、県内他町村の動きでは、町の総合戦略のSDGs推進のため、大手企業より職員派遣を受入れ、職員150名全員に勉強会を実施し、持続可能なまちづくりを進め始めている自治体や、住民対象の教養講座に「SDGs入門編」を設け、啓蒙を開始している自治体があります。

このような中で、私たち、そしてこれからの鳴沢村の未来のために、村民と共に地方創生を実現するために、SDGsの具体的な取組を伺います。

**議長（三浦直樹君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 土屋文明議員のSDGsの鳴沢村における具体的な取組についてという質問ですが、担当課長であります渡邊英博課長から答弁をお願いいたします。

**議長（三浦直樹君）** 企画課長。

**企画課長（渡邊英博君）** 土屋文明議員のSDGs推進の当村における具体的な取組についてのご質問にお答えします。

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17個の目標とその目標を達成するために具体的にどのような行動を求めているか整理したものが169個のターゲット、その指標が232個から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

鳴沢村においても人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり心地よく健やかに暮らせるまちづくりを目指しております。この取組に共通する部分が多く、SDGsの考え方を踏まえた施策の推進を行っております。

総合戦略においては、基本目標に17の目標をひもづけ、現在作成中の長期総合計画の後期基本計画では、分野別目標に17の目標を関連づけて施策を推進していく予定です。

これらの総合計画や総合戦略で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画や総合戦略の推進を図ることでSDGsの目標達成に資

するものと考えます。

これからもSDGsの基本的な考え方を各種事業に取り入れていき、「心地よく健やかに暮らせるためにみんなで作る鳴沢村」を村の将来像として村づくりを進めていきます。

**議長（三浦直樹君）** 4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 総括的なこれから向かっていくという部分のご説明を頂戴しました。私も第5次総合計画の前期と後期と拝見しましたが、前期で今課長から説明がありましたとおり、前期では基本目標の1番から5番まで5か年の計画の中でSDGsのアイコンがそれぞれ示されていて、大変分かりやすいというところがありました。

今回のパブリック・コメントで出ている部分については、それより数が増えて、置き方は変わっていますが、全てにSDGsのアイコンが入っていると、例えば教育関係についてもあったようです。ただ、そういうものもこれからの将来を見たときに、その中のキャッチの1つをちょっと申し上げますと、「心地よく健やかに暮らせるためにみんなで作る鳴沢村」を目指そうというのがありました。まさにこのことがSDGsになるのではなかろうかと思えます。

ただ、これにはまだまだ初めてやることが多くございますので、みんなで1からもう1回学び直しながら取り組んでいくことができたらもっと確実にSDGsの階段を上っていけるんじゃないかというふうに思っておりますので、一つご提案申し上げたいのは、現在県内でやっておる活動のサンプルが幾つかあります。さっき申し上げましたのは、市川三郷町の例ですが、官民連携事業によりソフトバンク社から社員の3年間の派遣を受け入れて、その方を中心に役場全員の、これは去年だと思っておりますが、職員150名を対象にした勉強会を実施したり、先月で

は富士川町のほうでやはり職員を対象に研修会を開いたり、前へ進んでいる活動をしているようです。また、郡内では都留市のほうで三井住友海上火災とSDGsの推進や子育て支援など協力する包括連携協定を結んでおりました。自治体では多岐にわたる業務が山積しておりますので、なかなか単体だけでやっていくことは難しいかと思っております。

地域におけるこのようなSDGsは、自治体だけで達成できるものではありませんので、そこで鳴沢村として各種団体や企業との連携協定や研修会の開催など村民有識者の皆さんと取り組む考えがありますでしょうか。

**議長（三浦直樹君）** 企画課長。

**企画課長（渡邊英博君）** 今いろいろ先進地のことをご説明いただきましたので、県内の市町村、また近隣市町村のそういった取組を参考にしながら前向きに検討していきたいと思えます。

**議長（三浦直樹君）** 4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 一步一步進んでいけるという答えをいただきましたので、我々もしっかりお手伝いしながら村全体としてやっていけるように頑張りたいと思えます。どうもありがとうございました。

**議長（三浦直樹君）** 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、「転入超過の評価と今後の対応は」の質問を許します。

5番 渡辺次男君。

**5番（渡辺次男君）** 転入超過の評価と今後の対応について、村長に伺います。

山梨初の転入超過と新聞1面で報道されました、2021年の人口移動報告によりますと、山梨県として686人、鳴沢村では24人転入者が転出者を上回りました。県の担当者は、初の転入超過について「テレワークなど新しい働き方を求める動き

が広まる中、都市部に近い県に目を向ける人が増えた」と分析。  
「特に子育て世代の移住が増えれば出生数の増加も期待できる。  
コロナ収束後も継続して山梨に目を向けてもらえるよう、転出  
抑制と併せて有効な施策を考えていきたい」と話しています。

本村として24人の転入超過をどのように捉えていますか。また、  
継続発展させるための新たな施策等を考えているのか伺い  
ます。

**議長（三浦直樹君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡辺次男議員の転入超過の評価と今後の対応  
はというご質問にお答えさせていただきます。

2021年の人口移動報告は、1月から12月までの転入・転  
出超過数を公表したもので、鳴沢村では転入者131人に対し、  
転出者107人で、24人の転入超過となっております。転入  
者が転出者を上回った主な要因は、新型コロナウイルスの感染  
が広がる都市部から村内の別荘地に身を寄せる動きが広まった  
ことが考えられます。

富士桜高原別荘地を管理する富士観光開発によりますと、別荘  
で過ごす人が急増し、例年の2倍を超える利用率とのことです。  
このようなことから、移住・定住や二拠点居住など新たな生  
活様式に変わってきていると思っております。

昨年の4月1日より国の移住支援金の対象範囲が拡大され、テ  
レワーク要件が追加されました。この補助金は、国2分の1、  
県4分の1、村4分の1の負担割合で、2人以上の世帯に10  
0万円、単身者には60万円を支給されるものです。当村にお  
いても制度の拡充に伴い、移住支援金100万円の申請が1件  
あり、既に補助金を交付しております。また、この移住支援金  
は、今年の4月1日から子供1人当たり30万円の加算が追加  
されます。

鳴沢村でも令和4年度から村の定住環境の改善を図り、人口の増加と定住を促進し、地域の活性化を図るため、村内に定住するための住宅を取得する若者世帯に対して、定住促進新築住宅等購入支援事業補助金を創設します。この補助金の対象者は、村外から村に転入される配偶者を有する方で、夫婦共に45歳以下の方が対象です。補助金額は基本額30万円、18歳未満の子供1人につき10万円が加算されます。

そのほか村のホームページに移住・定住ページを作成し、三世帯同居等支援事業補助金や先ほど説明させていただきました定住促進新築住宅等購入支援事業補助金などの住宅取得支援や特色ある子育て関連の事業を多く実施していることなどから、「子育てのしやすいむら」と考えられ、子育てに関する環境や制度、そのほかにも移住してきた方々などへのインタビュー記事等を積極的に情報発信することにより、「子育て世代」を中心とした移住者の獲得を目指していきたいと考えております。

以上で渡辺次男議員の質問への答えとさせていただきます。

**議長（三浦直樹君）** 5番 渡辺次男君。

**5番（渡辺次男）** 支援制度の充実だとか子育てしやすいむらづくりとの考え方を聞いて、それはさらに進めていただきたいなと思っております。

東京都のやまなし暮らし支援センターによりますと、以前は退職後の居住地を相談する50から60代の方が多かったが、最近では30代から40代の相談が増えてきたんだそうです。これはリモートワークへの切り替えが影響しているとみられると。また、富士山や高原地帯というロケーションを持つ富士北麓や八ヶ岳周辺は、移住先として人気が高いと説明しております。

今回の移動報告では、富士河口湖町プラス60人、忍野村プラス32人に対して山中湖村はマイナス21人でした。何が要因

でこのような結果になったか等もさらに分析しまして、本村の施策に反映していただくことをお願いして、質問を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

### ◎日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（三浦直樹君）** 日程第 18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第 7 1 条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（三浦直樹君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第 4 1 条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。



これにて令和4年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月18日

議会議長

署名議員

署名議員